

字志樂『阿良須神社』文書

井上金次郎

何時までも二れを秘めて置く事はかえつて姑息であると思われる所以敢て二れ等を茲に開陳する訳である。

茲に掲出しようとする史料は昨秋「勤労感謝の日」に厚知新谷先生の御導によつて(旧)加佐郡志樂村へ現舞鶴市東地区志樂小字小倉

鎮座、俗称一宮神社、通称阿良須神社の神庫を開扉を知りその秘卷と称されるものを拜見したもの紹介である。

もともと此神社は昭和九年當時村社であつたのを拜殿新築四千円廻廊廻新築千二百円等七千余円を以て社殿を整備郷社へ昇格した所謂古社の一であるが、その昇格の際の調査にもこれだけ貴重な古文献を持ちながら全然これを発表せず、當時の地方紙も資料文書皆無と伝え、唯当地方の地誌、郡誌等に記載されたものを転載したに過ぎなかつた。

小生もその頃「郷社阿良須神社論」の小稿を物して約十日余り之を地方紙「新舞鶴時報」に掲載したものであるが、これも唯地誌類、神祇史料類を参考として古社であることを推断し地方名社の一であることを論説すること

どまつた次第である。

それに青天の霹靂といふか、偶然の機会から小生がかねてから探し求めてやまなかつた中世文書が当社に十数通も叢藏されている事を目撲して實に狂喜した事であつた。

当時これ等の新資料を数々貴重な文化財として当社の関係者の方々に認識して頂いてこれを公開し以て斯界に寄与して戴くか等腐心し口説いた事であつたが、四、五の人を除いて理解して頂く事が出来ずそのまま秘庫に死藏され徒らに眠り続けさせている事は實に遺憾の極みと云わねばならない。

これを今この誌上に紹介することはあの当時の開扉の情景、雰囲気等から推察して、収集されていた十二三名の各部落の氏子総代の方々は別として、「鍵預り」と称して小生の前に恐る恐る巻子を拵げられた二、三の老人方に対し一寸背信めいたものを感じはするが

その後、幸い新谷先生の御好意で当社の現宮司森本氏所蔵の一本「大正天皇御即位紀念正一位一ノ宮神社誌」全一巻を借覧しこの書中に後述の古文書の大半が書写されているのが發見し、この秘卷が一部既に大正四年発表刊行され、氏子各戸に頒布されているのを知つて小生も氣楽に二の纏口的な気分を徹去しこれを転載するを得る次第である。

× × ×

宛行
冉後国志樂庄ノ内河部村恒永名之事
桑富坪付別紙ニアリ
合在家九分ノ壱着
右名者平烏等意坊跡ニ而嫡子法里重大相傳之名也
法里依烏逐賣公領之條勿論也
但安田文次郎權烏親類而聖望申間彼宛行文次郎着也
右限御年貢御公事等者無解急任先例可勤着也
此上八永代管領不可有相違仍宛状如件
応永十一年十一月十五日

政所 白屋
政女 (花押)
信宗 (花押)

宛行

春日部村大森宮毎月晦日講田事

合壱段者

右田者自往古烏紹迦講田之上者專光坊令領知

毎月晦日講無退轉可被勤仕者也向後更不可有相違但於彼田者或令讓與干他所之仁或不可有

私領之号任先例令勤行可被知行仍所宛行之狀如件

觀応元年三月廿三日

政所 嘉基 (花押)

合一段
冉後国志樂庄春日部村大森社晦日講田事
右被田者毎月晦日講に無解急致勤行可令領知者也公方之御宛状相副小納言殿譲與致候矣正也仍爲後日譲状如件
応永三年十二月十五日

壇登 (花押)

合壱段者
右件之田地者爲自先師專光坊相傳之領知小納言律師盛弟當知行干令所無相違也仍任譲與之支證向後更無他之妨全知行殊抽懲急放可被修勤行者也但於此下地者讓他人所之仁努不可有私領之儀之狀如件
応永廿二年乙未十一月廿日

政所 宣秀 (花押)
志樂庄春日部村大森晦日田事
合壱段石代者 (在所大坪文書數四通)
右件田者自先師相傳領地也然又金剛院大門坊領に付渡者也然間天下泰平并地下公方之御祈禱毎月晦日無解急勤行致永代可有知行者也

寛正七年二月廿九日

上兵衛 (花押)
小倉兵衛 (花押)
祝 (花押)

合一段
春日部村一宮夏田米之事
右被田者当年はよそへうり申候間ニ石の米お象してとりたてたされ可申候彼田おつり候によりてかの田の請状申候仍爲後日請求如件
寛正七年二月廿九日

上兵衛 (花押)
小兵衛 (花押)

合石代一段は、末の下
志樂庄村春日部村一宮夏田の事
右被田者当年はよそへうり申候間ニ石の米お座衆としてとりたてたされ可申明年より彼の田を夏増方へわたし可申候その時一言子細申ましく候仍彼日さた状如斯

寛正七年二月廿九日

上兵衛 (花押)
小倉兵衛 (花押)
祝 (花押)

改替彼職年老次第可被申付之於修理田者代官
并別當座衆相共致○○可被專造當至權守所持
支證者悉以致○破○此條可被存知狀如件

寛正二 四月廿五日

家有

河島主計充殿

政 所 定志樂庄一宮置文事
頭 二斗 一宮中門上ふき大工人夫飯
六升 同御れうやふく時大飯
二石九斗 二月五日大般若一人志やつ
一斗 同六日座衆朝食

志樂庄一宮祝職事垣内權守致訴訟之間與當祝
於上使之前致對決之處當祝並座中帶數通之證
狀之間被支證等明鏡上着任其旨上使被出折紙
○當祝並座衆為理運之間盡未來際垣内權守令
停止違亂如此之上者於向後垣内權守有及競望
事者被罪科者也然者任京都御成敗之旨於修
理田等者代官別當並座衆致談合可專修造並神
祭等者也萬一背此旨有不法懈怠之○者改替祝
職次々年老に可充行之者也○下知狀如件

寛正四 七月廿三日

政所 河嶋主計安秀(花押)

別當並祝座衆中

舞鶴地方史 第6号 1967.10.20.
志樂庄一宮祝職事
召合致○明〇座衆方に由趣並支證○鏡上着理
運不能左右候間向後可守○證文旨堅可被加成
敗候恐謹
寛正四 七月廿三日

禰宜事者お座衆之内爲一老所持並祝之事爲二
老可持然者神恩に八斗代一段宛可取者也大般
若講並九日仕立等事禰宜祝爲兩人打〇に可勤
者也御供打蒔風情事禰宜祝講長爲面三人可取
者也毎月籠事於神前無退轉通夜事神田所當米
是御宮の造當ありたし如此定置上者禰宜座衆
聊違乱あるべからず背此旨輩者爲座衆も成敗
あるべし仍而御宮置文狀如件

文安六年二月十一日

政所 曽根兵衛助

錢方下行分
九石五升和市一斗宛中和市

志樂庄一宮神田さん用帳事
合長錄三年か地子免除定
米下行六石三斗九升内
二斗五升 てうさんまいとの上ふきの時人
一斗 夫食 同時さけ代
三斗 同時飯米
一斗 馬大豆

上錢
九貫五十文内
一貫文 てうさんまいとのふきくれ代
百五十文 同おそへの竹代
百文 魚代やふさめの時
二百文 やふさめいての禮錢
一貫六百文 一宮中門上ふきくれ代
三百文 同くきの代

舞鶴地方史 第6号 1967.10.20.
志樂庄一宮之祝職事
召合致○明〇座衆方に由趣並支證○鏡上着理
運不能左右候間向後可守○證文旨堅可被加成
敗候恐謹
寛正四 七月廿三日

五百文 同大工作料

(御れうやくられ代)

五百文 御れうやくられ代上ふき工作料

百文 同くきの代

百五十文 てうさんまこと作料

一貫二百文 大般若ふせ二月五日

百文 同くきの代

五十文 上安賀已ん御むけ立のよい

百文 くせまい／＼方へ

／＼に遣

賣渡申志樂庄春日部二宮彼岸田の事

合捌斗代二段者

彼田地者君尾智妙院重大相傳之下地依有由緒

小倉新谷左衛門讓渡處被入證明鏡無其每月給

日於二宮勤行無懈怠亦二月彼岸譲無其懈怠取

行申者也然は祝其外座衆談合仕限永代代物五

貫文金剛院民部へ賣渡申處正明鏡也此文書

之上者座衆又私於子孫違乱由者出来者地

後日之文證文賣券之状如件

文明七年乙未十二月十三日

貴主 小倉新谷左衛門(花押)

舞鶴地方史 第6号 1967.10.20.

志樂庄一宮祝職事垣内權守致訴訟之間與當祝
於上使之前致對決之處當祝並座中帶數通之證
狀之間被支證等明鏡上着任其旨上使被出折紙
○當祝並座衆為理運之間盡未來際垣内權守令
停止違亂如此之上者於向後垣内權守有及競望
事者被罪科者也然者任京都御成敗之旨於修
理田等者代官別當並座衆致談合可專修造並神
祭等者也萬一背此旨有不法懈怠之○者改替祝
職次々年老に可充行之者也○下知狀如件

寛正四 七月廿三日

政所 河嶋主計安秀(花押)

別當並祝座衆中

舞鶴地方史 第6号 1967.10.20.
志樂庄一宮祝職事
召合致○明〇座衆方に由趣並支證○鏡上着理
運不能左右候間向後可守○證文旨堅可被加成
敗候恐謹
寛正四 七月廿三日

五百文 同大工作料

(御れうやくられ代)

五百文 御れうやくられ代上ふき工作料

百文 同くきの代

百五十文 てうさんまこと作料

一貫二百文 大般若ふせ二月五日

百文 同くきの代

五十文 上安賀已ん御むけ立のよい

百文 くせまい／＼方へ

／＼に遣

賣渡申志樂庄春日部二宮彼岸田の事

合捌斗代二段者

彼田地者君尾智妙院重大相傳之下地依有由緒

小倉新谷左衛門讓渡處被入證明鏡無其每月給

日於二宮勤行無懈怠亦二月彼岸譲無其懈怠取

行申者也然は祝其外座衆談合仕限永代代物五

貫文金剛院民部へ賣渡申處正明鏡也此文書

之上者座衆又私於子孫違乱由者出来者地

後日之文證文賣券之状如件

文明七年乙未十二月十三日

貴主 小倉新谷左衛門(花押)

右御所御判 西大寺領丹後国志樂庄之内春日部村事
公事守護役等事所免許之狀如件
仁嘗以不可私領号雖然此仁就公私不儀之事出
未之時者爲公方之計即疾所被改替也仍爲後代
之妨今知行於抽殷懃鄭重之懇誠捧腹上甚深之
法味奉信鎮守靈舍之威光可令祈天下泰平万人
人快樂殊者村中安穩各願成辦給者也讓與他所之
仁嘗以不可私領号雖然此仁就公私不儀之事出
未之時者爲公方之計即疾所被改替也仍爲後代
之妨今知行於抽殷懃鄭重之懇誠捧腹上甚深之
法味奉信鎮守靈舍之威光可令祈天下泰平万人
人快樂殊者村中安穩也向後不可有相違但於彼田者
公事守護役等事所免許之狀如件
人快樂殊者村中安穩也向後不可有相違但於彼田者
或令讓與于他所之仁不可有私領号故無懈怠可
令勤行仍完行之狀如件

觀応元年六月三日 政所 堯基(花押)

右御所御判

政所 堯基(花押)

西大寺領丹後国志樂庄之内春日部村事

公事守護役等事所免許之狀如件

水田着爲日々御餉料奉寄進可令祈天下泰平万人

人快樂殊者村中安穩也向後不可有相違但於彼田者

或令讓與于他所之仁不可有私領号故無懈怠可

令勤行仍完行之狀如件

水田着爲日々御餉料奉寄進可令祈天下泰平万人

人快樂殊者村中安穩也向後不可有相違但於彼田者

或令讓與于他所之仁不可有私領号故無懈怠可

令勤行仍完行之狀如件